

令和3年第10回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和3年10月25日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和3年第10回東串良町農業委員会会議録

令和3年第10回東串良町農業委員会会議録						
招集年月日		令和3年10月25日				
招集場所		東串良町役場委員会室（3階）				
開催の日時 及び宣言	開会	令和3年10月25日 午前10時00分			議長	堅山 秋敏
	閉会	令和3年10月25日 午前10時38分			議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名
出席数7名 欠席数0名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝
出席○ 欠席×	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男
	○	4	堅山 秋敏		8	
最適化推進 委員	○		稲村 照隆	○		町永 次男
	×		上池 勝彦	○		松留 和江
出席数7名	○		内村 初子	○		松留 立美
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸
会議録署名委員		2番	福岡 みどり	3番	吉ヶ崎 弘一	
出席した事務局職員		局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎	書記	出水 翔太 下橋 史弥	
会議に付した事項	日程第1 議案第47号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について					
	日程第2 議案第48号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について					
	日程第3 議案第49号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について					

開会 午前 10 時 00 分

議 長（ 堅 山）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

上池委員から、欠席届が参っております。

出席者 14 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 3 年第 10 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、2 番福岡委員と、3 番吉ヶ崎委員をお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が 3 件 8 筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持って発言くださるようによろしくお願いいたします。

議 長（ 堅 山）

それでは日程第 1 議案第 47 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 4 件、賃借権が 4 件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いします。

事 務 局（ 下 橋）

それでは、説明いたします。2 ページをお開き下さい。

所有権の 63 番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は愛知県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 64 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 65 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は静岡県〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に 66 番、譲受人は池之原の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に 3 ページをお開き下さい。

貸借権の 153 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 154 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 155 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 156 番、借人は岩弘の〇〇会社〇〇、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

続きまして、4 ページ、5 ページをお開きください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が 2 件 2 筆、面積 3,800 m²、使用貸借権が 1 件 1 筆、面積 962 m²となっております。総面積は 4,762 m²であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (堅山)

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第47号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました

議 長 (堅 山)

次に、日程第2議案第48号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は1件の申請がございます。

資料7ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を吉ヶ崎委員によりしくお願いいたします。

(吉ヶ崎委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和3年10月20日水曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。出席したのは委員として、自分と杉木推進委員、事務局から駿河崎次長、出水さん関係者として〇〇さんの代理人として〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地の広がり状況から第1種農地に該当するものと思われま。第1種農地は転用が原則的に許可されませんが、今回は転用目的が牛舎の建設であり、不許可の例外である「農業用施設」に該当するものと思われま。

また、工事の際には、被害防除計画書にそって、きちんと対応をとることであり、特に問題はないものと思われま。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願いま。

議 長 (堅 山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第 2 議案第 48 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 (堅 山)

次に、日程第 3 議案第 49 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は 4 件の申請がございます。

最初に、資料 12 ページの〇〇さんからの転用申請につきましては現地調査を行っておりますので、その報告を杉木委員によろしくお願いいたします。

(杉木委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 3 年 10 月 20 日水曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と吉ヶ崎委員、事務局から駿河崎次長、出水さん関係者として農地の譲渡人である〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地の広がり状況から第 1 種農地に該当するものと思われま。第 1 種農地は転用が原則的に許可されませんが、今回は転用目的が倉庫、堆肥舎の建設であり、不許可の例外である「農業用施設」に該当するものと思われま。

また、工事の際には、周囲の日照、通風などに支障をきたさないよう被害除計画書にそって対応をとるとのことであり、特に問題はないものと思われま。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願いま。

議 長 (堅 山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議 長 (堅 山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議 長 (堅 山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 (堅 山)

次に、16 ページの〇〇会社〇〇代表取締役〇〇さんからの転用申請につきまして、現地調査を行っておりますので、その報告を松留和江委員によりしくお願いいたします。

(松留和江委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和3年10月20日水曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と松留立美推進委員、事務局から駿河崎次長、出水さん関係者として農地の借人である〇〇会社〇〇より〇〇さん、〇〇さん、農地の貸人として〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。申請地は、農地区分としては、農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地につきましては、原則として農地転用は許可されませんが、申請人の転用目的は砂採取のための一時転用であり申請は可能だと思われれます。採取に当たっては、砂利採取法に基づき、隣地等に被害が生じないよう万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処することであり特に問題はないものと思われれます

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議 長 (堅 山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議 長 (堅 山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(堅山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、22ページの〇〇会社〇〇代表取締役〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を谷口委員によりしくお願いいたします。

(谷口委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和3年10月20日水曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と松留和江推進委員、事務局から駿河崎次長、出水さん関係者として農地の借人である〇〇会社〇〇より〇〇さん、農地の貸人として〇〇さん、〇〇さんの代理人として〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。申請地は、農地区分としては、第1種農地に該当すると思われます。

第1種農地につきましては、原則として農地転用は許可されませんが、申請人の転用目的は砂採取のための一時転用であり申請は可能だと思われます。

採取に当たっては、砂利採取法に基づき、隣地等に被害が生じないよう万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処することであり特に問題はないものと思われます

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願います。

議長(堅山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(堅山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(堅山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて 26 ページの〇〇会社〇〇代表取締役〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を鶴丸委員により詳しくお願いいたします。

(鶴丸委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和3年10月20日水曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と町永推進委員、事務局から駿河崎次長、出水さん関係者として農地の借人である〇〇会社〇〇より〇〇さん、農地の貸人として〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。申請地は、農地区分としては、農用地区域内農地に該当すると思われ

ます。農用地区域内農地につきましては、原則として農地転用は許可されませんが、申請人の転用目的は砂採取のための一時転用であり申請は可能だと思われ

ます。採取に当たっては、砂利採取法に基づき、隣地等に被害が生じないように万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処することであり特に問題はないものと思われ

ます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願

議長(堅山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(堅山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(堅山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第3議案第49号 農地法第5条第1項の規定による

農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議 長（堅 山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

※11月現地調査：19日（金）

定例総会：25日（木）

申請締切：12日（金）

議 長（堅 山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東申良町農業委員会令和3年第10回定例総会を閉会いたします。